

## さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市地域生活支援事業実施要綱（平成18年告示第897号）第2条第3号に規定する日常生活用具給付等事業に関して必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この事業は、重度の障害児者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与すること等（以下「給付等」という。）により、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「障害児者」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定による児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律37号）第12条第1項の規定による知的障害者更生相談所により、知的障害と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

2 この要綱において、「障害児」とは、前項に規定する者のうち18歳未満のものをいう。

3 この要綱において、「障害者」とは、第1項に規定する者のうち18歳以上のものをいう。

4 この要綱において、「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。

### (用具の種目等)

第4条 給付等に係る用具の種目、品目、区分、対象者及び性能等は、別表1に定めるとおりとする。

(給付等対象者)

第5条 給付等を受けることができる者は、市内に居住する在宅の障害児者又は市長が別に定めるもののうち、前条の規定による対象者に該当するものであって、真に用具を必要とするものとする。

2 既に給付を受けた用具と同一品目の用具の再給付に係る申請をする場合は、前回の支給日より別表1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。

ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合、再給付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害児者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再給付することが可能であるものとする。

3 用具の貸与を受けることができる者は、第1項の規定による障害児者であって、所得税非課税世帯に属するものとする。

4 前項の所得税の額は、さいたま市寡婦(夫)控除のみなし適用の実施に関する要綱に規定する寡婦(夫)控除のみなし適用を考慮し算定するものとする。

5 その他、給付等にあたり、判断が困難な場合には、さいたま市障害者更生相談センターに助言を求めることができる。

(申請)

第6条 給付等を受けようとする障害者又は障害児の保護者(以下、「障害者等」という。)は、日常生活用具給付等申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。なお、ストマ用装具、紙おむつ等又は埋込型人工喉頭用人工鼻に係る申請の場合には、4か月分を一括して申請することができる。

2 前項の申請書を提出する際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 給付を希望する用具の見積書

(2) 別表2に掲げる世帯区分及び負担上限額の算定のために必要な事項に関する書類

(3) 住宅改修申請の場合は、工事図面及び改修工事見積書

(4) その他市長が必要と認める書類

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、内容を審査の上用具の給付等の適否を決定するものとする。

2 市長は、給付等を決定したときは日常生活用具給付（貸与）決定通知書（様式第2号）を申請者に送付し、日常生活用具給付（貸与）券（様式第3号）を交付するものとする。

3 市長は、点字図書の給付の申請を受理したときは、内容を審査の上給付の適否を決定し、給付が適当と認めたときには、前項の書類に加え、点字図書発行証明書（様式第4号）を交付するものとする。

4 市長は、給付等をしないことを決定したときは、日常生活用具給付等却下通知書（様式第5号）を申請者に送付するものとする。

（実施形態）

第8条 給付等を行う場合は、用具の製作者若しくは販売業者又は点字図書給付対象出版施設等（以下「業者」という。）を介して行うものとする。

（用具の貸与期間）

第9条 用具の貸与期間は、貸与を受けた者が、対象者でなくなったとき又はその他の事由により当該用具を必要としなくなったときまでの期間とする。

（費用の負担）

第10条 用具の給付を受けた場合の障害者等の費用負担は、別表1に掲げる基準額（当該用具の購入に要する費用が別表1に掲げる基準額を下回る場合にはその額とする。以下、「基準額等」という。）の100分の10とし、当該費用を直接業者に支払わなければならない。ただし、点字図書の給付を受けた場合の費用負担は、一般図書の購入価格相当額とする。なお、費用負担について、1円未満の端数は切り上げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の月における障害者等の費用負担が別表2に掲げる額を超えるときは、別表2に掲げる額をその月における障害者等の費用負担とする。

3 用具の貸与は、無償とする。

（費用の請求）

第11条 業者は、基準額等から前条の規定により障害者等が業者に支払った額を控除した額を、市長に請求するものとする。なお、住宅改修にかかる請求の場合

は、業者は当該改修前後の写真を市長に提出しなければならない。

(使用の制限)

第12条 用具の給付等を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供したときは、当該給付に要した費用の一部若しくは全部又は貸与した用具を返還しなければならない。

(台帳の整備)

第13条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付・貸与台帳を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(適用)

2 第5条第2項の規定は、さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等実施要綱(平成13年さいたま市告示40号)に基づき給付が行われた世帯についても適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前のさいたま市重度障害児者日常生活用具給付等実施要綱および廃止前のさいたま市身体障害児者日常生活用具(補助具)給付事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の日から当分の間、別表2に定める世帯区分のうち、低所得1、低所得2及び一般(市町村民税所得割の額が10万円未満の場合に限る。)についての月額負担上限額は、次のとおりとする。

(ストマ用装具以外の品目)

低所得1及び低所得2：0円

一般(市町村民税所得割の額が10万円未満の場合)：9,300円

(ストマ用装具)

低所得1及び低所得2：0円

一般(市町村民税所得割の額が10万円未満の場合)：500円

(読み替え)

4 前項において、「市町村民税所得割の額が10万円未満の場合」とあるのは、平成19年7月1日より「市町村民税所得割の額が16万円未満の場合」と読み替えるものとする。

(廃止)

5 さいたま市身体障害児者日常生活用具（補助具）給付事業実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1(第4条、第5条、第10条関係)

種目	品目	区分	対象	性能	耐用年数 (年)	基準額 (円)	備考	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害者又は難病患者等で寝たきりの状態にある者。	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8	154,000		
	訓練用ベッド	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で原則として学齢児以上の者又は難病患者等で寝たきり状態にある者。		8	159,200		
	特殊マット	給付	重度又は最重度の知的障害児及び下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で原則として3歳以上の者並びに下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)の障害者又は難病患者等で寝たきりの状態にある者。	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。	5	19,600	じょくそう予防マットとの併給不可	
	じょくそう予防マット	給付	下肢若しくは体幹機能障害1・2級で3歳以上18歳未満の方、下肢若しくは体幹機能障害の1級(常時介護を要する方)で18歳以上の方又は難病患者等で寝たきり状態にある方。	じょくそう予防のためのものであって、次のいずれかに該当するもの。 ①エアーマットと送風装置からなるもの。 ②水等による減圧によって体圧分散効果を有するもの。原則として、全身用のもの。	5	80,000	特殊マットとの併給不可	
	特殊尿器	給付	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)の障害児で原則として学齢児以上の者又は難病患者等で自力で排尿できない者。	尿が自動的に吸引されるもので、障害児者、難病患者等又は介護者が、容易に使用し得るもの。	5	67,000		
	入浴担架	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で原則として3歳以上の者。(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害児者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5	82,400		
	体位変換器	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で原則として学齢児以上の者、又は難病患者等で寝たきりの状態にある者。(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)	介助者が、障害児者又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5	15,000		
	移動用リフト	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で原則として3歳以上の者、又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者。	介護者が、障害児者又は難病患者等を移動するに当たって、容易に使用し得るもの。(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4	159,000		
	訓練いす	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で原則として3歳以上の者。	原則として、付属のテーブルをつけるものとする。	5	33,100		
自立生活支援用具	入浴補助用具	給付	下肢又は体幹機能障害の障害児で入浴に介助を必要とする原則として3歳以上の者又は難病患者等で入浴に介助を要する者。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児者、難病患者等又は介助者が、容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	90,000		
	便器(手すり取付け可)	給付	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で原則として学齢児以上の者又は難病患者等で常時介護を要する者。	障害児者又は難病患者等が、容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができるもの。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	4,450 (手すり取付けの場合 5,400円加算する)		
	頭部保護帽	給付	重度若しくは最重度の知的障害児等(てんかん発作等により頻繁に転倒する者に限る。)又は、平衡機能、下肢機能及び体幹機能に障害があり、頻繁に転倒する者または、てんかんを事由とした精神保健福祉手帳1級の交付を受けた者で転倒の恐れがある者。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3	A: 12,768 B: 30,870	A: スポンジ、革を主材料に製作されたもの B: スポンジ、革、プラスチックが主材料を主材料に製作されたもの	
	T字状・棒状のつえ	木製	給付	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能の障害を有し、つえの使用により歩行機能が補完される者又は難病患者等で下肢が不自由な者。	歩行時に身体を支え、安定させるものであって、障害児者が、容易に使用し得るもの。	3	2,310	
		軽金属製					3,150	
	移動・移乗支援用具		給付	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能の障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする障害児で原則として3歳以上の者又は難病患者等で下肢が不自由な者。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 (1) 障害児者又は難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	60,000	

種目	品目	区分	対象	性能	耐用年数 (年)	基準額 (円)	備考
	特殊便器	給付	重度又は最重度の知的障害児者及び上肢2級以上の障害児者で原則として学齢児以上の者又は難病患者等で上肢機能に障害のある者。	障害児者又は介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8	151,200	
	火災警報器	給付	重度又は最重度の知的障害児者及び身体障害者手帳等2級以上の障害児者。(当該世帯が火災発生感知又は避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報を知らせ得るもの。	8	15,500	
	自動消火器	給付	重度又は最重度の知的障害児者及び身体障害者手帳等2級以上の障害児者又は難病患者等。(当該世帯が火災発生感知又は避難が著しく困難な障害者や難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8	28,700	
	電磁調理器	給付	重度又は最重度の知的障害者又は視覚障害2級以上の障害者。(当該世帯が、視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	知的障害者又は視覚障害者が、容易に使用し得るもの。	6	15,000	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	給付	視覚障害2級以上の障害児者で原則として学齢児以上の者。	視覚障害児者が、容易に使用し得るもの。	10	7,000	
	聴覚障害者用屋内信号装置	給付	聴覚障害2級の障害者。(当該世帯が、聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音、音声を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10	87,400	サウンドマスター 聴覚障害者用目覚時計 聴覚障害者屋内信号灯を含むものとする。
	視覚障害者用誘導装置	給付	視覚障害者のうち、音声による誘導を必要とする者。	音声による目的物(位置)等の確認が可能となるもの。(受信機のみ)	10	56,000	
	携帯用信号装置	給付	聴覚障害者のうち、視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない者。	送信機と受信機を1組とし、送信機による合図(呼出し)が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの。	10	18,000	
	トイレチェアー	給付	頭頸損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの。	8	81,000	
	車椅子用段差昇降機	給付	常時車椅子を使用する身体障害児者。	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの。	10	260,000	
	発動発電機人工呼吸器外部バッテリー	給付	呼吸機能障害若しくは心臓機能障害の1級若しくは3級又は同程度の障害を有する障害児者であって、人工呼吸器を装着しているもの又は難病患者等で人工呼吸器を使用しているもの。	介助者が容易に使用し得るもの。	5	200,000	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	給付	腎臓機能障害1級又は3級の障害児者で原則として3歳以上の者。	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5	51,500	
	酸素ボンベ運搬車	給付	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者。	障害児者又は難病患者等が容易に使用し得るもの。	10	17,000	
	ネブライザー	給付	呼吸器機能障害1級若しくは3級又は同程度の障害児者又は難病患者等で呼吸器機能に障害のある者。		5	36,000	
	電気式たん吸引器	給付			5	56,400	両用器の上限額は 72,450円
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	給付	①呼吸器機能障害又は心臓機能障害1級若しくは3級又は同程度の障害を有する者であって、在宅酸素療法者又は人工呼吸器装着者。 ②難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な者。	①障害児者が容易に使用し得るもの。 ②呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	5	①42,000 ②157,500	
	視覚障害者用体温計(音声式)	給付	視覚障害2級以上の障害児者で原則として学齢児以上の者。(当該世帯が、視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障害児者が、容易に使用し得るもの。	5	9,000	
	視覚障害者用体重計	給付	視覚障害2級以上の障害者。(当該世帯が、視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)		5	18,000	
	視覚障害者用血圧計(音声式)	給付	視覚障害2級以上の障害者。(当該世帯が、視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)		5	15,000	



種目	品 目		区分	対 象	性 能	耐用年数 (年)	基 準 額 (円)	備 考
情報・ 意識疎通 支援用具	携帯用会話補助装置		給付	音声・言語機能障害又は肢体不自由の障害児で発声若しくは発語に著しい障害を有する学齢児以上の者。	携帯式で、こぼを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの。	5	98,800	
	点字ディスプレイ		給付	視覚障害2級以上の障害児で原則として学齢児以上の者。	パソコン等に接続し、画面の文字情報を点字で表示する点字用ペンディスプレイ。	6	383,500	
	点字器	標準型	給付	視覚障害児者。	点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの。	7	標準型A: 10,712 標準型B: 6,798	標準型A: 32マス18行、両面書、真鍮板製 標準型B: 32マス18行、両面書、プラスチック製
		携帯用				5	携帯用A: 7,416 携帯用B: 1,699	
	点字タイプライター		給付	視覚障害2級以上の障害児で原則として就学者しくは就労している又は就労が見込まれる者。	視覚障害児者が、容易に使用し得るもの。	5	63,100	
	視覚障害者用 ポータブル レコーダー	録音再生機	給付	視覚障害2級以上の障害児で原則として学齢児以上の者。	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用しうるもの。  ②視覚障害者用テープレコーダーにあつては、操作の表示が点字等であり視覚障害児者が容易に使用しうるもの。	6	①85,000 ②23,000	
		再生専用機						
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		給付	視覚障害2級以上の障害児で原則として学齢児以上の者。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児者が容易に使用し得るもの。	6	99,800	
	視覚障害者用拡大読書器		給付	視覚障害児者で原則として学齢児以上の者。(この装置により文字等を読むことが可能になる者。)	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出されるもの。	8	198,000	
	視覚障害者用文字放送ラジオ		給付	視覚障害2級以上の障害者。	点字仕様等、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5	29,000	
	視覚障害者用時計	触読時計	給付	視覚障害2級以上の障害児で原則として学齢児以上の者。	視覚障害児者が、容易に使用し得るもの。	5	10,300	
		音声時計					13,300	
	聴覚障害者用通信装置		給付	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有し、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害児者で原則として学齢児以上の者。	音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害児者が容易に使用し得るもの。	5	71,000 (ただし、FAXについては30,000円とする。)	
	聴覚障害者用情報受信装置		給付	聴覚障害児者であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が容易に使用し得るもの。	6	88,900	
人工喉頭	笛式	給付	音声機能障害又は言語機能障害を有し、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者。(人工鼻については、常時埋込型的人工喉頭を使用する者に限る。)	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	4	5,150		
	電動式			顎下部等にあてた電動板を駆動させ、終皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5	72,203		
	埋込型人工喉頭用人工鼻			呼吸を加温・加湿する機能に併せ、手動または自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの。	—	(月額)23,100		
点字図書		給付	視覚障害児者で主に情報の入手を点字によっている者。	点字によって作成された図書。	—	点字図書価格	対象者一人につき、点字図書で年間6タイトル、又は24巻を限度とする。 (ただし、辞書等一括して購入しなければならぬものを除く。)	

種目	品目	区分	対象	性能	耐用年数 (年)	基準額 (円)	備考
	情報・通信支援用具	給付	次の要件のいずれにも該当する障害児者で原則として学齢児以上の者。 (1) 視覚又は上肢機能障害が2級以上である者。 (2) パソコンの使用により社会参加がみこまれること。	情報機器(パソコン等)の周辺機器やソフトウェア等であって、機器の使用に当たって障害による弊害を緩和もしくは解消できるもの。	5	100,000	
	福祉電話	貸与	難聴者又は外出困難な原則として2級以上の障害者でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。(当該世帯が、障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。)	障害者が、容易に使用し得るもの。	—	83,300	
排泄管理支援用具	排便袋	給付	ストマ造設をした者。	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋。	—	(月額)8,858	
				低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップが付いているもの。		(月額)11,639	
	蓄尿袋	給付	3歳以上であって、次のいずれかの要件を有し、紙おむつ等の用具類を必要とする者。 (1) ストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用具を装着できない者。 (2) 先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害を有する者。 (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害を有する者。 (4) 脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者。(概ね3歳未満で発症した脳性麻痺等により四肢機能障害や体幹機能障害を有し、次のいずれにも該当する者。) ①自力でトイレにいけないこと。 ②自力で便座(排便補助具の使用を含む)に座ることができないこと。 ③介助による定時排泄をすることができないこと。 3歳以上の重度又は最重度の知的障害児者で尿意又は便意の意思表示かつ定時排泄が困難であり、常時紙おむつを必要とする者。	対象者の衛生を保てるもの。	—	(月額)12,000	
				(月額)5,000			
収尿器	普通型	給付	脊椎損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)により、収尿器を必要とする者。	採尿器と収尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの。	—	男性用:7,931 女性用:8,755	
	簡易型	給付	男性用:5,871 女性用:6,077				
住宅改修費	居室生活動作補助用具(住宅改修)	給付	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の者であって、その障害程度等級が3級以上の障害児者又は難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者。(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者。)	障害児者又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。住宅改修の範囲は、次に掲げるものとする。 (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) 前号に掲げる改修に付帯して必要となる住宅改修	—	200,000	原則一回限りの給付
その他	その他	給付	身体障害者手帳取得者で、特に市長が必要と認めた者。	日常生活上、真に必要な用具で、特に市長が認めるもの。	—	—	

注) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく施策により給付等を受けることができる用具については、本事業による給付等を受けることはできないものとする。

別表2(第6条、第10条関係)

世帯区分	世帯の収入状況	月額負担上限額(円)	
		ストマ用装具又は紙おむつ等以外の品目	ストマ用装具又は紙おむつ等
生活保護	生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0
低所得1	市町村民税非課税世帯(障害者等の収入が80万円以下)	15,000	500
低所得2	市町村民税非課税世帯(障害者等の収入が80万円を超える)	24,600	1,000
一般	市町村民税課税世帯	37,200	2,000

※1 18歳以上の障害者の「世帯」の範囲は「障害者及び同一の世帯に属する配偶者」とする。

※2 低所得1、低所得2又は一般のうち、その属する世帯区分の月額負担上限額まで費用負担をすることにより、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者となる者で、当該世帯区分以外の月額負担上限額を適用することにより要保護者とならない場合においては、要保護者とならない世帯区分として取り扱うことができる。

※3 この表における市町村民税の額は、障害児者及びその者と同一の世帯に属する者を指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)以外の市町村の区域に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

※4 この表における市町村民税の額は、さいたま市寡婦(夫)控除のみなし適用の実施に関する要綱に規定する寡婦(夫)控除のみなし適用を考慮し算定するものとする。